

【居宅介護支援】

質問	回答
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料1「運営指導結果からみた運営基準に係る留意点について」28ページ、高齢者虐待防止の取り組みについて。条例第29条の2(1)に虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとあるが、勤務する職員が1名の場合、同法人内の他事業所と共催する形でもよいか。</p>	<p>共催としても問題はありません。 委員会議事録等の記録を残していただくようお願いします。</p>
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料1「運営指導結果からみた運営基準に係る留意点について」32ページについて。 業務継続計画の説明で、動画では令和5年まで努力義務と聞いたが、資料は令和6年となっている。どちらが正しいか？</p>	<p>動画では「令和5年度までは努力義務」と言っていますので、資料P32に記載の「令和6年3月31日までは努力義務」と内容は一致しています。分かりづらい表現で申し訳ありませんでした。</p>
<p>高齢者虐待等の対策マニュアルは、法人で1つ用意すればいいのか。それとも各事業所で1つずつ用意しなければならないのか。</p>	<p>法人で1つとしても問題はありませんが、法人全体のマニュアルを軸に、各事業所個別の事項をさらに盛り込んだものを事業所別に作成されると、より効果的かと思われます。</p>
<p>居宅介護支援事業所集団指導資料1「運営指導結果からみた運営基準に係る留意点について」27ページ記載の(16)高齢者虐待防止の取り組みについて、30ページ記載の(17)勤務体制の確保等について(ハラスメントの防止)について、32ページ記載の(18)業務継続計画の策定等(感染症に係る業務持続計画・災害に係る業務持続計画)についての質問。 当居宅介護支援事業所はケアマネ3名体制であるが、居宅介護支援事業所と併設している同一法人のサービス提供事業所(ショートステイ、デイサービス等)の業務持続計画の策定、研修実施や参加でよいか。</p>	<p>併設事業所と共通の業務継続計画・研修実施としても差し支えありません。 業務継続計画内や研修記録にて、併設事業所と共通としている旨を明記しておいていただくようお願いいたします。</p>

<p>居宅介護支援事業所集団指導資料2「運営指導結果からみた介護報酬に係る留意点について」6ページ(6)の運営基準減算について。 令和2年3月3日の新型コロナウイルス感染症にかかる取り扱いについての通知については現在も継続で良いか。</p>	<p>新介第4244号「新型コロナウイルス感染症に係る取り扱いについて(通知)」の1、アセスメント実施・モニタリング訪問については、介護保険最新情報Vol773(第3報)、問9に準じ対応することが可能です。(2、一連のケアマネジメントについても同様に臨時的取り扱いの継続した対応で可能です)</p> <p>注意点として、感染拡大予防を理由として面会ができないといったことから数月に渡って、問9に準じた対応を継続することは適切ではありません。 国の面会制限に関する通知の通り、柔軟な面会方法を検討し、適切なアセスメント実施やモニタリング訪問の実施が図れるように努めてください。</p> <p>利用者やその家族等が新型コロナウイルスに感染している、または感染の可能性が高い、事業所内でクラスターが発生している等の理由でアセスメント実施やモニタリング訪問ができない場合は、問9に準じ、代替的対応を行うとともに十分な記録を行ってください。</p>
<p>高齢者虐待について、利用者家族が利用者に対し否定的な訴えをする場面によく立ち会う。そういう時には家族を褒めるようにしているが、どのような対応を取ったら良いか。</p>	<p>介護者が愚痴をこぼしたり、否定的な訴えをする時は、心身的な疲労が蓄積していたり、ケアマネジャーに対してSOSを発していることも考えられます。その場合には、傾聴を心掛け、日頃の労をねぎらったり、行なってきた介護について肯定的な態度を示すことは有効と考えます。 しかし、SOSのサインが不適切な介護や虐待として表出することもありますので、もし、虐待等が疑われた場合には、速やかに担当の地域包括支援センターや区健康福祉課へご連絡ください。</p>